

「地域共生社会」に関する社会福祉士の意識と課題 —岐阜県社会福祉士会員アンケート自由記述からの分析—

高木 博史 (岐阜協立大学経済学部)
都竹 将貢 (岐阜協立大学非常勤講師)

キーワード： 「地域共生社会」、社会福祉士、公的責任

はじめに

今日、わが国における社会福祉・社会保障の方向性として厚生労働省が推進する「我が事・丸ごと地域共生社会」は今後のあり方を読み解くキーワードとして重要性を増してきている。もちろん、社会福祉や社会保障に関連する地域における福祉課題の解決のために地域住民が協力・連携すること自体は否定されるものではないであろう。しかし、一方でこの政策的スローガンの背景にはどのような意図があるのか、あるいは、そうした「地域共生社会」をリードする専門職として大きな期待が寄せられているといわれるソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士を有する者がこの問題にどのように向き合っていくのかということは、今後のわが国の社会福祉・社会保障のあり方にも影響を与える重要な課題である。

本稿では、岐阜県社会福祉士会の会員にアンケート調査を行い、得られた回答の自由記述部分より、今後の政策展開の中で、社会福祉士が向き合うべき課題について明らかにしていくことを目的としている。

I. 「地域共生社会」政策における社会福祉士の位置づけと問題意識

1) 「地域共生社会」政策とは何か

まず、本稿の前提として「地域共生社会」政策とは何か、ということに言及しておかなければならないだろう。

この政策は、2017年9月に厚生労働省に設置された地域力強化検討会が取りまとめたものをベースとしたもので、「地域共生社会」の実現を目指し下記の5つ柱とし、わが国における社会福祉・社会保障の方向性を表したものであるといえる¹⁾。

地域共生社会の実現に向けた今後の方向性（総論）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①地域共生が文化として定着する挑戦②「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ③専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携④「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造⑤「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ |
|--|

(出典：地域力強化検討会「～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～」最終報告)

もちろん、こうした柱そのものの方向性については、関係者の間でもある程度の共通認識を得ることはできるであろうが、一方で、その実現の方法や手段、あるいは、今後、どのような具体的施策がどこまで展開されていくことになるのかということについて注視していかなければならないだろう。

2) 「地域共生社会」政策における社会福祉士の位置づけ

「地域共生社会」政策における社会福祉士の位置づけは2020年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の参議院厚生労働委員会の附帯決議に見ることができる。附帯決議では、「重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量の経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。」²⁾と記されており、地域共生社会の実現に向けて社会福祉士が活用されることを求めている。そうした意味では、この政策において、社会福祉士という職種が今後、展開されるであろう施策の中に明確に位置づけられ、その重要性が増していくこと自体は事実である。

一方で、社会福祉士の職能団体や関係者の中で、このことについて十分な議論がなされているとはいえず、一部の学識経験者等の「リーダーシップ」によって打ち出されてきた側面は否定することはできない。

今後、「我が事・丸ごと地域共生社会」政策の中で社会福祉士がどのように位置づけられていくのか／位置づいていくのか、ということについては、現場実践者である社会福祉士の問題意識に大きく左右されるであろう。

3) 「地域共生社会」政策における社会福祉士としての問題意識

こうした「我が事・丸ごと地域共生社会」政策であるが、今後、施策の中で「活用」される方向性が打ち出されてきた社会福祉士がこの政策にどのような問題意識をもって向き合っていくのかということは重要な課題である。ここでは、社会福祉士が社会変革を目指すソーシャルワーカーの国家資格であるという認識を前提に、この政策の背景及び問題点について言及しておきたい。

まず、この政策は、日本国憲法との関係性において、ベースとなっている地域力強化検討会の最終報告にはほとんど言及されていないことである。戦後日本の社会福祉・社会保障は日本国憲法の第25条の生存権や第13条の幸福追求権を基盤として体系づけられてきている。言い換えれば、社会福祉・社会保障政策とは、地域住民の暮らしや命を守る自治体や国の責務が大きく問われているものである。しかし、この政策は、今日、あらゆる社会福祉・社会保障分野で公的責任の縮減が行われている状況下において、地域における「共助」が前面に出てくる一方で、「公」は「後方支援」に回ることが強調されている。こうした「我が事・丸ごと地域共生社会」政策について、現場の実践者である社会福祉士や関係者の中で慎重な吟味や検討をすることなくソーシャルワーカーとして無批判に受け入れてしまっても良いのだろうかという問題意識である。

この政策には、社会福祉・社会保障の見直しということで「財政ありき」との批判もあった1970年代に提唱された家族や地域のインフォーマルサービスをうまく政策に取り込んでいくことを打ち出し、その結果、公的責任の後退につながった「日本型福祉社会論」の焼き直しであるという側面も見られる。

また、地域における福祉課題を解決していくということは、その地域に成熟した民主主義が存在するかどうかということや地域住民の課題解決に対する力量などにも左右されるために、社会資源の多寡や人材

面といった地域間格差などをどのように考えるのかということについてより慎重な議論が必要ではないだろうか。

次に、参議院での附帯決議の中で社会福祉士の「活用」が盛り込まれたことで、社会福祉士の職能団体などで構成する「ソーシャルケアサービス研究協議会」が、社会福祉・社会保障を削減し続けてきた現与党の特定政治家に「感謝」の意を表する代表声明を発信する³⁾など業界周辺では、にわかにお祭りムードとなっている風潮も見受けられる。過去に、賛否両論があった生活困窮者自立支援法が成立した際にも、この時も衆議院の附帯決議⁴⁾であったが、生活困窮者自立支援相談員に社会福祉士等の「配置」が盛り込まれ、結果として、「職域拡大」にはつなげたものの「会計年度職員」という非常勤職員を大量生産してしまったという反省はどこにも見受けられないといわざるを得ない。相談支援に携わる者の地に足を付けた実践を支えるに十分な身分保障という観点をないがしろにし、「職域拡大」を最優先の至上命題とし、社会福祉・社会保障を削減し続ける政治勢力に追従しているかのような姿は、社会正義を標榜するソーシャルワークの業界団体として大きな疑問が残るところである。

また、こうした社会福祉士を巡る業界団体等の動向は社会福祉士養成教育の動向にも大きな影響を与えることは必至である。たとえば、現在の社会福祉士養成教育で最も優先されている事項は、個別支援計画や地域マネジメントといった技術であろう。介護保険制度や障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）下において、個別にサービス単価が計算される仕組み=いわゆる客単価制度のようなサービス提供が行われている実態において、いかに「マネジメント」を巧みに行っていくのかに重点が置かれてしまうのは必然でもあるだろう。その結果、歴史や理論、あるいは、それらの背景にある哲学といったものが軽視されてきたといわざるを得ない。こうした養成教育の現状は、次々と打ち出されてくる社会福祉・社会保障を削減しようとする政策に対し、批判的な思考や論理が展開できなくなってしまうという状況に陥ってしまっているといえるのではないだろうか。もちろん、個別支援計画や地域マネジメントが必要でないというわけではなく、また、ソーシャルワークの展開過程で大切な要素の一つではあるが、目先の技術ばかりに偏重してしまっており、その背景にある社会的、あるいは政治的な背景や構造に目を向け批判的に考察する視点が決定的に欠落してしまっているといわざるを得ない。

本稿では、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士として政策を批判的に検討・吟味する力、業界団体等の動向、そして専門職教育のあり方などといったいくつかの視点から、では、実際に現場の実践者である社会福祉士がどのような問題意識を持っているのか、あるいは、持っていないのかという探ることが、今後の「地域共生社会」政策を考えるうえで重要な示唆を与えてくれるのではないかという仮説に基づきアンケート調査を実施した。

II. 研究及び分析の方法

1) 研究の概要と分析の方法

本研究は、岐阜協立大学共同研究助成金を受け、2019（令和1）年11月5日から11月22日までに岐阜県社会福祉士会との共同研究により、岐阜県社会福祉士会の会員（597名）に対し、就労実態や仕事に関する意識も含めた郵送法によるアンケート調査を行った。（一方で、この期間を過ぎてからも回答が送られてきたため、集計開始前の12月上旬までに回答があった調査票を有効とした。）有効回収率は、37.5%であった。

本アンケートの中において、今後の政策展開として想定される「地域共生社会」政策に関する意識等を

調査するために自由記述方式の設問を設定した。

以下、調査から得られた 91 からなる自由記述からの内容を概観し、その傾向から概ね以下の 4 つに分類し、分析を試みた。

- ① 「地域共生社会」という考え方や方向性
- ② 社会福祉士が「地域共生社会」実現に向けた担い手となるための課題
- ③ 社会福祉士が「地域共生社会」実現の担い手になっていくために必要なもの
- ④ 「地域共生社会」における社会福祉士の位置や役割

今回の調査は岐阜県社会福祉士会の会員に限って実施されたものであるが、その多くは現場にて何らかの社会福祉実践に従事している者で、かれらの自由記述回答から得られる「生の声」は、「地域共生社会」実現の中心的な担い手として期待されている社会福祉士の今後の取り組み等において、参考となり得る有用なデータとなるであろう。

2) 倫理的配慮

本アンケート調査については、研究成果について個人が特定されない形に処理を行い、学会、研究会、論文等において報告させて頂く可能性があることについて明記し、かつ無記名式で行い、回答の返送をもってこれらに同意したこととした。

Ⅲ. 自由記述の内容と分析

1) 「地域共生社会」という考え方や方向性

地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程として、「平成 30 年以降の制度改革と報酬改定において、全国的な体制整備を進めるための措置を講ずる。並行して、専門人材の養成課程の見直しを進め、2020 年代初頭の『我が事』・『丸ごと』の全面展開に向け、改革を着実に実施していく。」⁵⁾ とある。

今回の調査の自由記述からは、「地域共生社会」そのものに対して、「はずかしながら、知りませんでした」、「良くわかりません」、「言われていることすら知らない」などといった正直な意見もみられ、これらの意見からも推測できるように、現在においてもその理念や具体的な取り組み等が、社会福祉士に十分に理解、浸透していないことがうかがえる。

また、「地域共生社会」の実現について、「くだらないと感じる」、「間違っていると思う。インターネットや AI の普及は、地域共生社会と逆の方向性と思う」、「地域の力が高齢化等により低下している中で、より“絵に描いた餅”と思うのは私だけだろうか？もう少し地域の実情を知ってから、国は発信すべきではないか」といった、考え方そのものに対する否定的な記述もみられた。

一方で、「いい方向だと思うが、労働条件等が充分とは言えず、社会的認知度が低いと感じる」、「早く実現してほしいし、協力はしたい。しかし、現在の業務プラスとなると、どこまで協力できるか不明」、「よいことだと思います。地域コミュニティセンターや、地域の主要な公民館に社会福祉士として参画できる場があるとよいのではないかと」、「この方向性は、社会福祉士に最も相応しいと思っているが、領域が広すぎて漠然としており、何をどこまでやればいいのか」といった、条件付きではあるが、取り組みそのものに対して肯定的な記述もみられた。

そして、この政策に対する賛否の意見に加えて、「地域住民が我が事としてとらえるために、どうアプロ

一ちしていくのか、不明確な点が多いと思う」、「意図は理解できます。自分が子供の頃の地域はそうだった。でも、今は違います。その時代や地域の形に合わせないと、無理がかかると思います。どこにも責任の所在がない制度になると感じます」といった記述があり、これらの意見からは、今まで社会福祉士同士がこの政策において議論を行う機会や時間がほとんどなかった為に、政策の内容や方向性そのものに対して不明瞭な印象しか残っていないこともうかがえる。

2) 社会福祉士が「地域共生社会」実現に向けた担い手となるための課題

まず、一つ目の課題として、「周囲で担い手として実際に活動している人がいない」、「具体的に何をしたら良いかわからない」、「どこから関われば良いかわからない」、「具体的にどういったことを行っていけばいいのかわかり、方向性を示してもらえるといい」といった記述内容からもうかがえるように、社会福祉士自身が「地域共生社会」実現に向け、現在においても何をどのようにしてよいかわかっていないという点が挙げられる。

二つ目の課題としては、「地域課題も複雑化しており、行きづまりを感じる人が多い」、「範囲がひろすぎます」、「どの分野でも社会福祉士の関与は多く、役割も大きい、幅が広いので、ある程度特化しないと中途半端な介入になってしまう」といった記述内容から推測するに、社会福祉士に求められる活動範囲が広すぎて、果たして期待されるに十分な活動ができるのかという疑問が存在すると考えられる。

三つ目の課題としては、「単なる安価な労働力となる恐れあり。人、物、金の一定の保証があって担うべきものと思います」、「地域課題も複雑化しており、行きづまりを感じる人が多い」、「期待が大きくなればなる程、職務への負担が増すような気がします。（専門職への負担）」、「地域の中で顔がわかる関係を築く事だと思つて、多くの労力が必要と考えます」といった記述内容から、必要な人員や報酬等が十分に担保されないまま、現状の業務に加えて結局は新たな負担だけが増すのではないかと危惧が挙げられる。

四つ目の課題としては、「社会福祉士の地位や認知度をあげていくことが大切」、「自分を含め、社会福祉士全体のスキルが低いと感じる」、「メンタルが不安です」、「地域共生社会を目指すための人々の意識作りでは、社会福祉士は重要な役割を担うと考えるが、実際仕事をする中で、様々な人（地域住民）と話す、批判ばかり受け、苦情の窓口みたいな状態に、果たして、この方向性が正しいのかと疑問に思うこともある。（国は何でも地域におしつける。）」といった記述内容から、社会的にも認知度の低い社会福祉士が果たして期待通りの役割が担えるのか、現在の自分の持っている専門的なスキルで対応できるのかといった不安が大きいことが挙げられる。

3) 社会福祉士が「地域共生社会」実現の担い手となっていくために必要なもの

最も多く見られた記述としては、「期待にこたえられるように、学びたい」、「自己研鑽が今以上に必要になると思う」、「今までの社会福祉の歩みをしっかりと把握した上で、何が課題で、何が必要なのか、まずはしっかりと学ぶ必要があると思います」、「スキルアップの必要性」などといった『自己研鑽』に関する内容で、専門職として資質向上に対する取り組みを継続していくことが必要であると多くの社会福祉士が感じていることがうかがえる。

次に多く見られた記述としては、「他の専門職や担い手の人たちと手を携えていけるネットワーク力が求められると考えます」、「地域づくり・ネットワークづくりのスキルが必要」、「地域づくりなどの手法などの研修があり、担当している同志の交流の場が欲しい」、「多職種連携していけると良いと思います」、「1人の社会福祉士としての力量には、限界があると感じます。ネットワークづくりを通して協力体制の構築

が必要だと感じます」といった『ネットワークづくり』の内容で、社会福祉士同士はもちろん、その他様々な職種や機関との連携や協働について前向きな意見が見られた。

三つ目には、「社会福祉士とは何者、介護職と同じと思われているので、どのような役どころであるのか、啓発していくことも必要なのでは?と思う」、「社会福祉士としてのポジションが中途半端であると感じる事があり、社会福祉士として担う役割を明確にし、また社会福祉士一人ひとりの技量はもちろん、取組みにしていかなければならないと思う」、「そもそも、社会福祉士って何?と聞かれる事が多く、まだ社会福祉士の知名度は低いと感じています。地域社会への働きかけをする前に、認識度を上げていく事が必要だと思います」、「社会福祉士って何する人か?ということが一般の人にはまだまだ伝わっていない。介護福祉士やケアマネージャーは、利用している人も多いためか知っている人が増えているように思う。モデル化したり、伝え方を全国的に統一して広めていけるといいかも」といった記述内容からも判る様に、社会福祉士をもっと一般社会に知ってもらおうという啓発活動の必要性が挙げられる。

4) 「地域共生社会」における社会福祉士の位置や役割

「地域共生社会」における社会福祉士の位置として、「社会福祉士は、地域の社会福祉活動の中心であるべきである。職務に関わらず、社会活動を行うべきである」、「多職種と協働し、士は中心となって行動していくべきだと思います」、「高齢、障がい、生活困窮、子どもなど、どの分野にも渡って生活課題の解決から、社会資源開発に向けて、中心的に携われる職種である」といった記述内容から、社会福祉士が「地域共生社会」の担い手として中心的な位置を果たしていかなければならないという前向きな意見がみられた。

さらに、社会福祉士の役割として、「様々な分野で必要とされるようソーシャルアクションによって行動していく」、「コミュニティワークの担い手として、活躍?が期待されている」、「高齢者、障害者、子育てなど、各分野に分かれていた所を社会福祉士が中心となって、その地域に暮らす住民として1人1人の問題を解決し、地域共生社会を形成する担い手になれば素晴らしいと思う」、「住民と行政の橋渡し役となれる存在だと思う。住民に地域づくりに積極的にになってもらえるように呼びかけ、行政には住民の想いを伝える」、「対象者別ではなく、人々と考えていけるように、ソーシャルワーカーが動いていかなければと考える」といった記述内容から、多職種との連携や地域住民との協働を社会福祉士が中心となって進めていかななくてはならないという積極的な意見もみられた。

IV. 分析結果を踏まえた「地域共生社会」に向けての課題と考察

今回の調査から得られた社会福祉士の「地域共生社会」に対する意識もふまえながら、改めて社会福祉士が「地域共生社会」実現の担い手としてなっていくには何が課題となるのか整理していきたい。

「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」⁶⁾における「総論の4対応の方向性」⁷⁾には、社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて、その担い手となるようにはどのように行っていくべきかという検討内容が3つにわけてまとめられている。これらの検討内容に沿って、現状における課題を導き出していく。

まず、各論1においては、社会福祉士の養成について「養成カリキュラムの内容の充実」や「実習及び演習の充実」が述べられている。「実習及び演習の充実」においては、「実習では、実習指導者から、個別の相談援助に加え、多職種連携、アウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発等について、具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得するために指導を受けることが目的であるが、現状を見ると、実習生の準備状況や習熟度等の違いはあるものの、それらを実習プログラムに十分に組み込む

ことができおらず、職場の業務内容の学習に留まっている場合もあるとの指摘がある⁸⁾と述べられている。指摘にもある通り、実習先である現在の施設や事業所には、多職種連携、アウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発等について理解し、体得するための指導が実習プログラムに不十分であることは推測できるが、それ以上に大きな課題となってくるのは、今回のアンケート調査での「周囲で担い手として実際に活動している人がいない」、「具体的に何をしたら良いかわからない」という記述内容からも察せられるように、社会福祉士でさえ「地域共生社会」に対し、現在も何をどのように行っていけばよいのかわかっていない状況で、果たして実習先となる施設や事業所にも十分に「地域共生社会」への理解が浸透しているのかという点である。加えて、実習現場で学生等を直接指導する実習指導者にも「地域共生社会」の考え方が正しく理解されていなければ、実習内容自体に戸惑いや混乱を招くことが予想される。養成カリキュラムの見直しに合わせて、現任の社会福祉士、養成団体、実習先となる事業者団体等が「地域共生社会」の実現についても一度議論を深める必要がある。

各論2においては、地域全体での社会福祉士育成のための取組について述べられている。「職能団体や養成団体等が中心となり、現任の社会福祉士が、地域において、他の専門職や地域住民等と協働してソーシャルワークに関する知識・技術や実践事例等を学び合い、それぞれの力を合わせながら実践能力を向上させることができるような場づくりを推進することが必要である⁹⁾とあるが、果たして現在の職能団体である各都道府県社会福祉士会が中心となって上記のような場づくりが推進できるのかという課題がある。もちろん、筆者も職能団体である各都道府県社会福祉士会が中心となって、他の専門職や地域住民等とともにソーシャルワークに関しての学びの場を築いていくことは何の異論もないが、問題なのは、日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会の社会福祉士資格登録者数における会員数の少なさからも推測されるように、多くの社会福祉士がそもそも自身の職能団体である日本社会福祉士会及び各都道府県単位の社会福祉士会そのものに関心が薄く、会の活動に対しても消極的であるという点である。

たとえば、2019（平成31）年3月末日現在の全国の社会福祉士資格登録者数は、全国で233,517人¹⁰⁾、そのうち2019（平成31）年3月31日現在における全国の会員数は、41,731人¹¹⁾である。日本社会福祉士会総会員数を全国の社会福祉士資格登録者数で単純に除した社会福祉士会への加入率は17.9%となり、極めて低い。岐阜県においては、2019（平成31）年3月末日現在の社会福祉士資格登録者数は3,841人、そのうち2019（平成31）年3月31日現在における岐阜県社会福祉士会の会員数は582人で、加入率は15.2%となり、全国よりも低い状況である。社会福祉士の資格登録者全てが社会福祉事業に関わっているとは言えないが、当事者の組織加入率が2割にも達していない脆弱な団体が、社会福祉士会そのものに関心の薄い、多くの非会員である社会福祉士にも働きかけながら、地域においては他の専門職や地域住民等と協働してソーシャルワークに関する知識・技術や実践事例等を学び合い、それぞれの力を合わせながら実践能力を向上していくような場づくりを推進していくには、相当の労力と時間を要すると考えられる。財政的にも、人力的にも不十分な体制である各都道府県社会福祉士会にも何らかの支援が必要であろう。そして地域共生社会において社会福祉士が中心的な役割を担っていくのと合わせて、職能団体である都道府県社会福祉士会も発展していかななくてはならない。

各論3においては、社会福祉士の役割等に関する理解の促進について、「社会福祉士の実態把握を行うことにより、社会福祉士の専門性や果たしている役割が明らかになることで、所属組織において社会福祉士を任用することの意義が高まり、社会福祉士の活動に対する理解も進むものと考えられる¹²⁾とあり、さらに「社会福祉士が果たしている役割や成果等の「見える化」を図り、国民の理解を一層促進するため、職能団体を中心となって、多様な分野の施設・機関等において実践している社会福祉士の業務実態や所属組織におけるサポート体制などの実践環境等を把握すべきである¹³⁾と述べている。

今回の調査でも「そもそも、社会福祉士って何？と聞かれる事が多く、まだ社会福祉士の知名度は低いと感じています。地域社会への働きかけをする前に、認識度を上げていく事が必要だと思います」といった記述内容からも判断できるように、社会福祉士をもっと一般社会に知ってもらおうという啓発活動の必要性を同様に挙げることができるが、加えて社会福祉士が地域住民にとってより身近な存在になっていく為には、どのような活動をしていかなければならないのかという大きな課題がある。

各論 2 において「社会福祉士が地域活動を積極的に取り組めるよう、環境を整えていくことも重要である」¹⁴⁾として、具体的に「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」¹⁵⁾「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」¹⁶⁾という 2 つの通知内容の活用を挙げているが、これらの地域活動が継続されているとしても、地域住民が果たして社会福祉士の明白なイメージを持てるようになったのかというかなりの疑問が残る。

これらは、現場に身を置く筆者自身の見解であるが、社会福祉士が地域住民にとって相談支援専門職として身近に感じる存在となり得るのは、ケアマネージャーと呼ばれる介護支援専門員の活動量まで到達しないと不可能ではないかと思われる。様々な職種や職名で活動している社会福祉士が、「社会福祉士」として今後どのようにして地域住民にとってより身近な存在としてなり得るのか、具体的な取り組みを真剣に考えていかななくてはならない。

V. 真の「地域共生社会」の実現に向けて

本研究から明らかになったことは、社会福祉士が「地域共生社会」の担い手としてリーダー的存在となりうるか、という命題に対し、一部に前向きな意見があったものの、現場としては不安の声が少なくなかったということであるといえる。

そもそも、「社会福祉士とは何か」という自らのアイデンティティに関わる問題を抱えている者も少なくない。また、政策の具体性に乏しく抽象度が高いゆえに、地域実践に取り組む社会福祉士として結局は何をすればいいのかということが見えてきていない現実も存在している。

また、今後展開される政策の方向性、あるいは、それぞれのものを知らない者も存在し、専門職の間ですら共有されていない現状は、単に専門職としての個人の資質問題ではなく圧倒的な議論不足によるものであり、諸手を挙げて歓迎し「地域共生社会の担い手となれ」という中央の職能団体や一部の学識研究者などとの意識の乖離を示すものであるといえる。

こうした状況は、この政策が明らかに国や政府の意向を背景とする上からの押し付けであり、理念や意図が十分に浸透していないばかりか、これらに対し自発的な議論がなされる段階ではない、もしくはそうした雰囲気が醸成されてないことを意味している。したがって、地域における福祉課題は地域で解決していくような方向性が打ち出されたとしても、「公」の責任において、ある程度、具体的な政策が示さなければ「地域丸投げケア」となってしまう懸念を払しょくすることは困難だろう。そのような意味では、社会福祉士が、早急に社会変革を担う専門職としてのアイデンティティを確立し、こうした政策に対し意識的に「公的責任」を追及していく姿勢を見せなければ、専門職として存在価値が問われるといった言い過ぎではない。

次に、仮に「地域共生社会の担い手」となるにしてもどのような立場で関わっていくのかということも課題である。すでに述べてきたように、職能団体をはじめとする業界団体や一部の学識経験者などが進める「職域拡大」がなされたとしても、実際に地域に根差した実践者を支える十分な身分保障がなされる保証はない。そうすると結局、不安定な身分にもかかわらず、地域社会の「まとめ役」を担わされるという重

荷で、慢性的な人手不足・人材不足に悩まされる現場をさらに疲弊させかねないのではないだろうか。

また、一口に地域における福祉課題といっても多様な問題が重複して表出あるいは潜在化してきている。これらは、2020年の年明けから世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響を見ても明らかである。たとえば、緊急事態宣言が出され、国を挙げて県をまたぐ移動や外出の自粛が呼びかけられる中、「自粛警察」なるものが現れ、地域において感染者を執拗に攻撃したり、そればかりか、個人個人の事情や社会的背景に一切の配慮をすることなく、科学的根拠も踏まえずに、とにかく感染につながる恐れがある行動だという根拠の希薄な憶測により、嫌がらせを行ったり、過度なクレームをつけるといった現象が生じてきている。こうした現象は、結果として地域における福祉課題を潜在化させ、そして隠蔽し、差別や地域住民の行動委縮、孤立化を助長し、さらには、地域住民同士の監視社会へとつながっていくだろう。

「地域共生社会」という名のもとに新たな「監視社会」が形成され、その「先兵」を社会福祉士が担わされるとしたら全くの本末転倒である。「共助」が成立するためには、地域住民同士の信頼関係が必要である。都市化あるいは過疎化が進み、家族や近隣関係、地域社会のあり方も多様化する中で、福祉課題を可視化し、議論し、そして対話を進めていく取り組みこそが求められてくるだろう。

社会福祉士としてこのような問題にどのように向き合い、解決していくのかといった視点や方法を身に付けていくのかということが問われてきているといえるだろう。

また、それは、2020年6月30日に日本社会福祉士会によって新たに採択された「社会福祉士の倫理綱領」¹⁷⁾にも盛り込まれているソーシャルワークのグローバル定義の中に掲げられる「構造に働きかける視点」を育てていくといった専門職教育のあり方も問われてきているということではないだろうか。

このように、真の「地域共生社会」の実現に向けて多くの課題が存在しているが、今日の動向に見られるような拙速かつ安易な方向性に与していくのではなく、時間をかけて批判的かつ慎重に議論を重ねていくことが求められている。

おわりに

本研究では、今後、わが国の社会福祉・社会保障の方向性として本格的に取り組まれて行こうとしている「地域共生社会」について、その担い手として「期待されている」といわれる社会福祉士あるいは業界団体の動向を踏まえ実際の現場実践者である社会福祉士たちの意識の温度差や乖離といったことを少なからず明らかにすることができた。また、本研究におけるアンケート回答者は、職能団体に組織される会員であり、その点では、社会福祉士の中でも限られた意見を探ったということにとどまっているが、自己研鑽のための研修等にも熱心である会員諸氏の意見を明らかにしていくことで、現場実践者である社会福祉士が今後、展開されるであろう「地域共生社会」政策を現時点でどのようにとらえているのかという到達点として一定程度の貴重な知見を得ることはできたのではないだろうか。

一方で、現時点において、「地域共生社会」の目指すべき方向性について圧倒的に議論が不足しているという課題は明らかになったが、今後、社会福祉士や職能団体を含めてどのように議論の機運を高めていけば良いのかという方法論については検討することができず、今後の研究課題として残されたといえる。

最後に、共同研究助成金を頂いた岐阜協立大学、アンケート調査票の発送準備、発送作業等にあたり様々なご協力を頂いた岐阜県社会福祉士会及び岐阜協立大学の学生諸氏、また、多忙の現場業務の中、丁寧に回答いただいた岐阜県社会福祉士会の多くの会員の皆様、本稿をまとめるにあたり有意義な助言を頂いた敬和学園大学人文学部准教授の石坂誠先生に改めて感謝の意を表させていただきます。

付記

本稿は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅴを高木博史、Ⅲ・Ⅳを都竹将貢が執筆し、全体の構成について相互に検討及び修正を行い、まとめられたものである。

【註】

- 1) この「地域共生社会」政策は、厚生労働省内で議論が開始された当初は「我が事・丸ごと地域共生社会」（政策）と称されており、今日の福祉現場においてもこの用語が徐々に浸透しつつあったが、2020年8月に開催された日本ソーシャルワーカー連盟主催の講演会「改正社会福祉法への参議院附帯決議の意義とソーシャルワーカー（専門職・団体）に求められる役割」における二木立の報告によると、きわめて政治的な事情によって厚生労働省内で既に「我が事・丸ごと」の文言が使用されなくなっており、現在に至っていることに言及がなされている。（下記 URL 参照）

<http://jfw.org/wp-content/uploads/2020/08/lecture20200809.pdf>（2020年8月18日アクセス）

しかし、こうした事情は、当然のことながら現場実践者にとっては、その政策の方向性や内容の大枠が変化したということではないために、その文言が用いられなくなったということ自体による影響は比較的少ないと考えられる。また、厚生労働省よりそうした事情についての詳細な説明がなされてきたわけでもないために、本稿では、調査時点において、より現場で浸透していたと考えられる「我が事・丸ごと地域共生社会」という文言を用いた形でアンケート調査を行っている。一方で、本稿をまとめるにあたり「我が事・丸ごと」という文言がなくても意味が変化しないと判断した部分については、二木の指摘等を踏まえた現在の動向に鑑み、「地域共生社会」（政策）と記述することとした。

「地域力強化検討会最終とりまとめ（平成29年9月12日）の概要」厚生労働省地域力強化検討会，2017年
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177416.pdf>（2020年7月5日アクセス）

- 2) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2020年6月4日）
<http://www.japsw.or.jp/backnumber/news/2020/resolutions20200604.pdf>（2020年7月5日アクセス）
- 3) 「代表声明」ソーシャルケアサービス研究協議会（2020年6月13日）
https://www.jacsw.or.jp/15_TopLinks/shincyaku/20200618.pdf（2020年7月5日アクセス）
- 4) 「生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議」衆議院，2013年
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou2588ADC2DB45969E49257C39002ED3CA.htm（2020年7月5日アクセス）
- 5) 『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部，平成29年2月7日
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf>（2020年6月20日アクセス）
- 6) 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会，平成30年3月27日
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf>（2020年6月20日アクセス）

- 7) 前掲) 6 頁
- 8) 前掲) 9 頁
- 9) 前掲) 12 頁
- 10) 「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の都道府県別登録者数（平成 31 年 3 月末日現在）」公益財団法人社会福祉振興・試験センター
http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04_r2.pdf（2020 年 6 月 27 日アクセス）
- 11) 「都道府県別会員数 時系列」日本社会福祉士会
https://www.jacsw.or.jp/01_csw/03_kokaijoho/common/03_shibubetsukaiin.html
（2020 年 6 月 27 日アクセス）
- 12) 前掲) 14 頁
- 13) 前掲) 14 頁
- 14) 前掲) 13 頁
- 15) 前掲) 13 頁
- 16) 前掲) 13 頁
- 17) 「社会福祉士の倫理綱領」日本社会福祉士会, 2020 年 6 月 30 日採択
https://www.jacsw.or.jp/01_csw/05_rinrikoryo/files/rinri_koryo.pdf（2020 年 7 月 5 日アクセス）

【参考文献】

- ・高木博史『『我が事・丸ごと地域共生社会』と社会福祉士養成教育の展開と課題』『ソーシャルワークぎふ 第 23 号』一般社団法人岐阜県社会福祉士会, 2018 年
- ・高木博史・岡川毅志・安達智紀・浅野愛・都竹将貢「岐阜県における社会福祉士の就労実態等に関する現状 — 岐阜県社会福祉士会会員アンケート調査より—」『ソーシャルワークぎふ 第 25 号』一般社団法人岐阜県社会福祉士会, 2020 年
- ・芝田英昭「社会保障制度基盤を揺るがす『改革』—「地域共生社会」で強調される自助・共助—」自治体問題研究所編『住民と自治 2017 年 7 月号』自治体研究社, 2017 年